

## 騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定

環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条第 2 項第 2 号ロの規定により、騒音に係る環境基準(平成 10 年環境庁告示第 64 号)に規定する地域の類型ごとに当てはめる地域を次のとおり指定し、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

平成 27 年 3 月 25 日

田尻町長 原 明美

地域の類型	基準値		該当地域
	昼間(午前 6 時から午後 10 時まで)	夜間(午後 10 時から翌日の午前 6 時まで)	
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	本町の区域のうち、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた第二種中高層住居専用地域
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	本町の区域のうち、都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種住居地域及び同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域(関西国際空港の敷地を除く。)
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	本町の区域のうち、都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域及び準工業地域。ただし、関西国際空港敷地内の準工業地域は除く。

ただし、道路に面する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間(午前 6 時から午後 10 時まで)	夜間(午後 10 時から翌日の午前 6 時まで)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間(午前 6 時から午後 10 時まで)	夜間(午後 10 時から翌日の午前 6 時まで)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下)によることができる。

注(1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ① 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び町道(町道にあつては、4車線以上の区間に限る。)
  - ② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第1号に掲げる自動車専用道路
- (2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
- ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
  - ② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

